

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p style="text-align: center;">第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>1 自転車に乗るに当たつての心得</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。<u>また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。</u></p> <p>(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。<u>夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。</u></p> <p><u>(10) 自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 安全な通行</p> <p>1 自転車の通るところ</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自転車は、<u>道路の中央から左の部分に設けられた路側帯</u>を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二</p>	<p style="text-align: center;">第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p style="text-align: center;">第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>1 自転車に乗るに当たつての心得</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。</p> <p>(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。</p> <p style="text-align: center;">第2節 安全な通行</p> <p>1 自転車の通るところ</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 自転車は、<u>路側帯</u>を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示（付表3(2)11）のあるとこ</p>

本線の標示（付表3の11）のあるところは通れません。

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

4 歩行者などに対する注意

(1)～(5)

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

第8章 二輪車の運転の方法

第1節 二輪車の運転者の心得

1・2 (略)

3 服装など

二輪車に乗るときは、体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。大型自動二輪車や普通自動二輪車の同乗者についても同様です。また、ほかの運転者から見て、よく目に付きやすいものを着用するようにしましょう。夜間は、反射性の衣服又は反射材の付いた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。

第2節～第6節 (略)

ろは通れません。

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

4 歩行者などに対する注意

(1)～(5)

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

第8章 二輪車の運転の方法

第1節 二輪車の運転者の心得

1・2 (略)

3 服装など

二輪車に乗るときは、体の露出がなるべく少なくなるような服装をしましょう。大型自動二輪車や普通自動二輪車の同乗者についても同様です。また、ほかの運転者から見て、よく目に付きやすいものを着用するようにしましょう。夜間は、反射性の衣服又は反射材の付いた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。

第2節～第6節 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>1 (略)</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 自転車に乗車する場合の心得</u></p> <p>ア 目標</p> <p><u>基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自転車に乗車することができるようにする。</u></p> <p>イ 内容</p> <p><u>自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用し、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、幼児用座席ではみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 幼児が安全に自転車に乗車するために必要な事項</u></p>	<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 幼児に対する交通安全教育</p> <p>1 (略)</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 幼児の保護者に対する交通安全教育の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

自転車は駐停車時でも転倒の危険があるので、自転車に乗り降りする場合は、平坦な場所においてスタンドを使用するなど、保護者が十分な注意を払い、周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自転車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導する。また、幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用させるようにすること及び幼児が幼児用座席でみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

(5) (略)

第2節 児童に対する交通安全教育

1 (略)

2 児童に対する交通安全教育の内容

(1)~(3) (略)

(4) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

(イ) (略)

(イ) 自転車に乗るに当たっての心得

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を

(4) (略)

第2節 児童に対する交通安全教育

1 (略)

2 児童に対する交通安全教育の内容

(1)~(3) (略)

(4) 自転車の利用者の心得

ア (略)

イ 内容

(イ) (略)

(イ) 自転車に乗るに当たっての心得

ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を

積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び反射材用品等を着用することを指導する。

㉞・㉟ (略)

㊦ 自転車の通る所

自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

a (略)

b 道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができること。

c ~ e

㊧~㊨ (略)

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 成人に対する交通安全教育

1 (略)

2 免許取得後の交通安全教育

(1) (略)

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア (略)

イ 二輪車の運転者に対する交通安全教育

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失

積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること及び目立つ色の服装をすることを指導する。

㉞・㉟ (略)

㊦ 自転車の通る所

自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

a (略)

b 路側帯を通行することができること。

c ~ e

㊧~㊨ (略)

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 成人に対する交通安全教育

1 (略)

2 免許取得後の交通安全教育

(1) (略)

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア (略)

イ 二輪車の運転者に対する交通安全教育

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失

うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

㉞ 運転に関する基本的事項の再教育

a (略)

b 内容

㊱ 服装の点検

運転に適した服装、プロテクター及び乗車用ヘルメットについて説明し、実際に受講者に着用させるなどして、服装を点検することの必要性及び着用方法を理解させる。

㊲～㊴ (略)

㉟ (略)

(3) (略)

3 (略)

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

㉞ 運転に関する基本的事項の再教育

a (略)

b 内容

㊱ 服装の点検

運転に適した服装及び乗車用ヘルメットについて説明し、実際に受講者に着用させるなどして、服装を点検することの必要性及び着用方法を理解させる。

㊲～㊴ (略)

㉟ (略)

(3) (略)

3 (略)

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア (略)

イ 自転車の利用者の心得

㊦～㊧ (略)

㊨ 正しい駐車方法

㊩ 交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の必要性

ウ (略)

(3) (略)

第6節 (略)

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア (略)

イ 自転車の利用者の心得

㊦～㊧ (略)

ウ (略)

(3) (略)

第6節 (略)